

令和5年5月1日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会(以下「協議会」という。)が、日本遺産による地域活性化の推進を目的として受け入れる寄附金その他の財物(以下「寄附金等」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(周知の方法)

第2条 寄附金等の募集の方法は、次に掲げる方法で広く周知するものとする。

- (1) ウェブサイト等を利用したインターネットによる方法
- (2) チラシ、パンフレット等の配布による方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか寄附金等の募集に相当と認められる方法

(寄附金等の申込受付)

第3条 寄附金等の申込み(以下「寄附申込」という。)の受付は、寄附申込をしようとする者(以下「寄附申込者」という。)から「日本遺産『一本の水路』プロモーション協議会寄附金」寄附申込書(第1号様式)(以下「申込書」という。)の提出を受けることにより行うものとする。ただし、電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行った寄附申込の受付については、この限りでない。

2 前項の申込書の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メール、持参等によるものとする。

(寄附申込の受付の制限)

第4条 寄附金等が次の各号のいずれかに該当するときは、その寄附申込を受け付けることができないものとする。

(1) 寄附申込に次に掲げる条件その他の負担が附されているとき。

ア 協議会は、寄附申込者又は寄附申込者が指定する者(以下「寄附申込者等」という。)に対し、利益、便宜等を供与すること。

イ 寄附申込者等は、寄附金等の使途、経理等について監査を行うことができること。

ウ 寄附申込者等は、寄附申込の全部又は一部を取り消すことができること。

エ 寄附申込者等は、寄附金等を無償で譲渡又は使用できること。

(2) 寄附申込の受付をすることにより、協議会の業務、財政、名誉等に支障が生じると認められるとき又は社会通念上不相当と認められるとき。

(寄附金等の納付方法)

第5条 寄附金等が金銭であるときの協議会に対する引き渡しは、会長が指定する口座への振込み又は会長が指定する場所での金銭の引き渡しのいずれかの方法によるものとする。

2 寄附金等が金銭以外の財物であるときの協議会に対する引き渡しは、会長が指定する方法で行うものとする。

(受領証明書等の発行)

第6条 寄附金等の引き渡しを受けたときは、寄附申込者に対し、受領証明書(第2号様式)及び礼状を発行するものとする。

(寄附金管理台帳への記帳)

第7条 寄附金等の引き渡しを受けたときは、速やかに寄附金管理台帳(第3号様式)を作成するものとする。

(寄附金の返還)

第8条 寄附金等は、返還しない。ただし、納付後に当該寄附金等が第4条に該当することが判明した場合は、この限りでない。

(寄附者の公表)

第9条 寄附をした者の公表は、寄附申込の際に寄附申込者の意向を確認した上で、ウェブサイト等において氏名等を公表することにより行うものとする。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。